

松本市告示第184号

松本市消防団協力事業所バナー広告掲載要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

松本市長 臥雲 義尚

松本市消防団協力事業所バナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年告示第500号。以下「協力事業所要綱」という。）に規定する協力事業所が、市が指定するホームページ（以下「市ホームページ」という。）へバナー広告を掲載することについて、松本市広告取扱要綱（令和元年告示第144号。以下「広告要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 市ホームページへ掲載するバナー広告は、広告要綱第3条第1項の規定に適合するものでなければならない。

(広告を掲載できる者の範囲)

第3条 バナー広告を掲載できる者は、協力事業所要綱第2条第2号に規定する協力事業所の代表者（以下「広告主」という。）とする。

(掲載期間及び回数)

第4条 バナー広告の掲載期間は月の初日から翌月末日までの2月とし、協力事業所要綱第9条第1項の規定による認定の有効期間内に1回限り掲載できるものとする。

(掲載位置及び枠数)

第5条 バナー広告の掲載位置は、市ホームページのトップページ下方に配置された広告欄のうち最下段の2枠とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告要綱第6条第1項の規定にかかわらず、市ホームページへバナー広告を掲載しようとする広告主は、バナー広告の掲載を希望する月（以下「掲載希望月」という。）の前月20日までに、広告要綱第6条の規定による松本市広告掲載申込書に必要な書類及び協力事業所要綱第6条第1項の表示証の写しを添えて、市長に申し込むものとする。

(掲載の順序)

第7条 前条の申込みが、2人以上の広告主から同一の掲載希望月にあったときの掲載の順序は、申込順とする。この場合において、掲載されなかった広告主に係るバナー広告は、当該掲載希望月から2月が経過した後に掲載するものとする。

(広告料及び費用負担)

第8条 広告要綱第7条の規定にかかわらず、バナー広告の掲載に係る広告料は、無料とする。
2 バナー広告は、広告主の責任で作成するものし、作成に係る費用は、広告主が負担するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。